

総行地第106号

平成15年9月2日

各都道府県知事
各指定都市市長 } 殿

総務事務次官

「地方公共団体におけるPFI事業について」の改正について

地方公共団体におけるPFI事業については「地方公共団体におけるPFI事業について」(平成12年3月29日付け自治画第67号自治事務次官通知。以下「自治事務次官通知」という。)により留意事項を通知したところですが、今般、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)の施行等を踏まえ、下記のとおり自治事務次官通知の一部を改正したので適切に対応されるようお願いいたします。

なお、貴都道府県内市区町村にもこの旨周知されるようお願いいたします。

記

「第1 総括的事項」5中「また、(財)地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会を実施し、また相談窓口を設置しているので適宜活用を図ること。さらに、平成14年度には自治体PFI推進センターが設置されるので、あわせて活用を図ること。」を「また、平成14年度より自治体PFI推進センターが設置されているので、地方公共団体間の意見交換及び情報の共有の場として活用を図ること。さらに、(財)地域総合整備財団において、PFIアドバイザーの派遣、PFI研修会、民間事業者との意見交換会を実施し、また相談窓口を設置しているので、あわせて活用を図ること。」に改め、6として次を加える。

6 PFI事業の実施に当たっては、実施方針、選定結果、契約、協定、金融機関との直接の取決め(ダイレクト・アグリーメント)及び監視等の結果についてもすべて公開し、PFI事業選定の手続の透明性の確保を図ること。

「第4 税制上の措置」(2)中「一定のもの」の次に「又はPFI事業者が政府の補助金を受けてPFI事業として整備する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設のうち一定のもの」を加え、「固定資産税又は都市計画税」を「不動産取得税又は固定資産税若しくは都市計画税」に改め、「地方税法附則」の次に「第11条第30項及び第31項並びに同法附則」を、「第48項」の次に「及び第49項」を加える。

「第5 契約関係」5(1)中「特定目的会社」を「特別目的会社」に改める。

「第6 公の施設関係」1中「や法的効果、PFI事業により当該公共施設等を整備する目的等を総合的に勘案し」を「を踏まえ」に、4中「地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の管理受託者の要件を満たさない民間事業者に対しても、」を「PFI事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること。

ただし、民間事業者に対して、包括的な委任でなく、」に、「かつ」を「また」に、「これらの業務を包括的に」を「これらの業務のうち複数のものを」に改め、「であること。」の次に「その場合にあつては、当該民間事業者については、当該公の施設の利用に係る料金を当該民間事業者の収入として収受させること及び当該料金を当該民間事業者が定めることとすることはできないこと。(地方自治法第244条の2第8項、第9項)」を加え、5を削る。